

令和5年2月27日

破産手続開始通知書

債権者

債務者 各位

東京地方裁判所民事第20部合議係

裁判所書記官 木次 克也

当裁判所は、次の破産事件について、令和5年2月27日午後5時、下記のとおり破産手続を開始しましたので通知します。

事件番号 令和5年(フ)第1000号(申立年月日 令和5年2月27日)

山形県酒田市新橋二丁目26番地の20

債務者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

代表者代表取締役 池田 友喜

記

1 破産決定の主文

債務者株式会社チェンジ・ザ・ワールドについて破産手続を開始する。

2 破産管財人の住所及び氏名

東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階

永沢総合法律事務所

弁護士 野田 聖子

3 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し又はその財産を交付してはならない。

4 当裁判所は、本破産事件について、破産手続が開始した当初の段階では、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました(破産法第31条2項)。破産債権の届出をすること自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査後に、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。その代わりに、破産管財人は、財産状況報告書等を破産者のホームページに掲載し、ワット及びグリーンワットのサービス利用者には「ワットストア」のアプリまたはWebサイトのマイページを利用して、随時情報提供を行う予定です。

5 前記4の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

6 破産手続の進行については、破産管財人まで、同送の破産管財人作成「破産手続開始決定のお知らせ」記載の方法にてお問合せ下さい。